

答 申 書

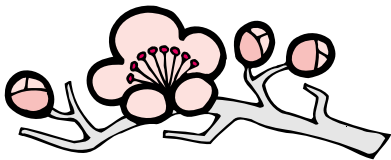
議員研修の充実

議員研修の充実について

(中間答申)平成25年12月11日
議会運営委員会決定

伊奈町議会基本条例第15条に定める議員研修の充実について

その1 議員または会派は公費を使用しての視察や研修(議長の許可を得たものは私費でも)の後、速やかにその内容と成果を議長に提出し公表する。一人会派も議会だより等に掲載するものとする。



用語の説明

諮問: ある事項について、有識者または一定機関に意見を求めること。

例)議長が議会運営委員会に意見を求めるなど。

答申: 諮問を受けた事項について諮問した機関に意見を申し述べること。

例)議長より諮問されて事項を議会運営委員会から議長に意見申し述べること。

政務活動費: 議員の調査研究のため、議員報酬とは別に支給される。以前は政務調査費と呼ばれたが、昨年成立の改正地方自治法で用途拡大が可能になり、名称も変わった。

伊奈町議会政務活動費の交付に関する条例

第3条 政務活動費は、月額7,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

第7条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

平成25年6月18日に議長から諮問のあった伊奈町基本条例の運用について次の通り答申しました。

議員間の自由討議

議員間の自由討議実施要項

平成25年12月11日
議会運営委員会決定

(目的)

第1条 伊奈町議会基本条例

第3条、第10条の規定に基づく議員間の自由討議(以下自由討議という)の実施に関し規定を定める。

(自由討議の方法)

第2条 議長及び委員長(以下長という)または議員(委員)は自由討議の提案をすることができる。

2 自由討議の導入時期は質疑の後、討論の前とする。

3 自由討議の賛否の理由並びに主張が尽くされたあと、長が自由討議の終了を宣告したときは、以降の発言はできない。

4 本会議での自由討議の発言は各自2回までとする。

5 自由討議の最中、執行部の同席を求めることができる。

6 自由討議は必ず記録し、暫時休憩で討議しない。



青木議会運営委員長から村山議長へ答申

次回の
定例議会は

2月28日(金)

開会予定です。

次の
議会は

